

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月10日

和歌山県知事 殿



提出者 〒649-0301

住 所 和歌山県有田市初島町浜1000

氏 名 ENEOS株式会社 和歌山製造所
所長 手島 政嘉

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0737-85-1407

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2 第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので提出します。

事業場の名称	ENEOS株式会社 和歌山製造所
事業場の所在地	和歌山県有田市初島町浜1000
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	石油精製業
② 事業の規模	出荷量 117,990.35KL (令和6年度)
③ 従業員数	280人 (令和7年4月1日 現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙「産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程」及び「産業廃棄物の種類別説明」参照

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙「産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項」参照			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	656 t	t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物：工程内中和処理		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	355 t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取り組みを継続する。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・社内基準による分別徹底のルール化 ・産業廃棄物発生及び置場持込時の事前分別実施 ・産業廃棄物置場保管時における分別保管徹底、在庫管理実施		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでに実施した取り組みを継続する。		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 再生利用は行なわない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取り組みを継続する。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	193 t
	(これまでに実施した取組) 中和処理により無害な状態にする。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	100 t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取り組みを継続する。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分は行なわない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取り組みを継続する。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	463 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	452 t	t
	再生利用業者への処理委託量	11 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・再資源化を行なっている処理業者との契約及び契約品目増加推進 ・処理委託契約締結前及び契約後における業者評価・視察実施		

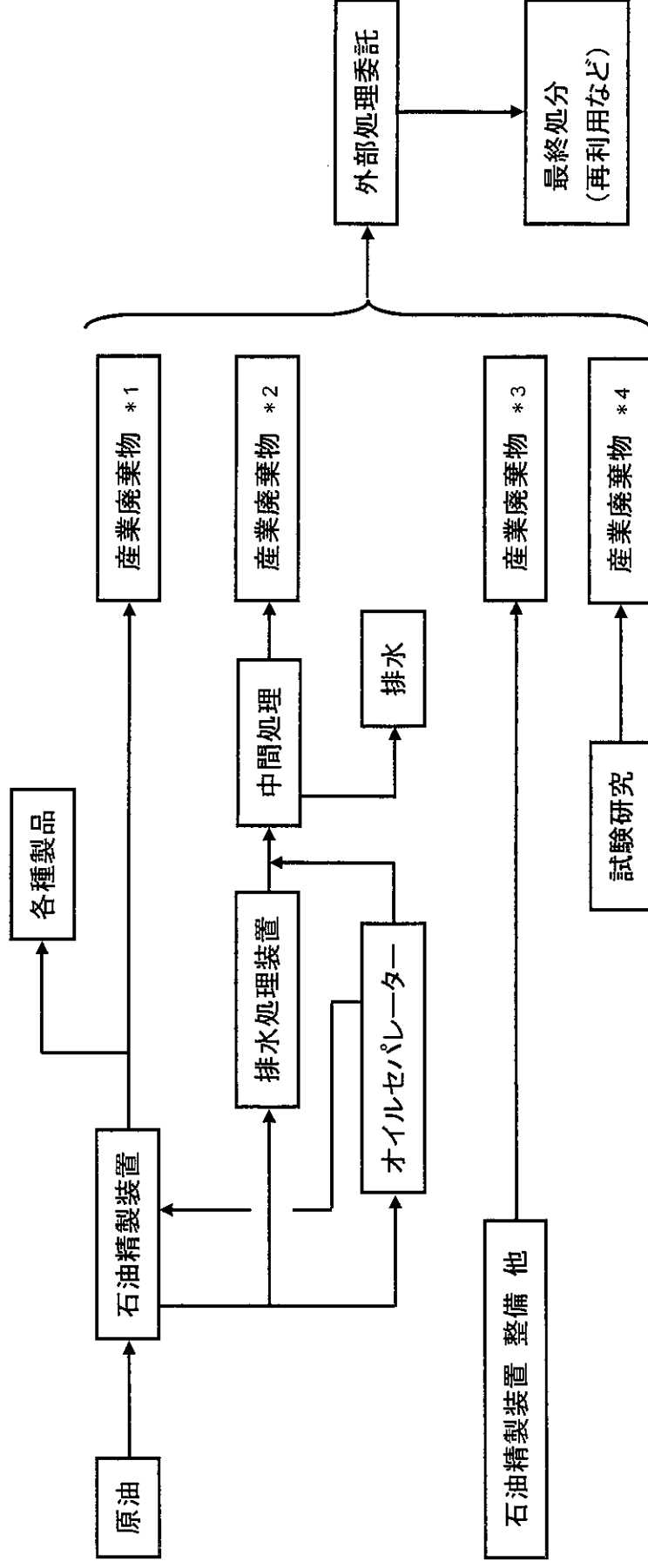
(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全 処 理 委 託 量	255 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	250 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	5 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
ENEOS株式会社の共通目標として最終処分率 0.3%未満の達成の為、 再生化等を推進し、ゼロエミッションを達成する。 更に適正な委託先の選定にあたっては、優良産業廃棄物処理業者に関する 情報、公開される産業廃棄物処理施設の維持管理情報などを活用する。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	656	t
	(今後実施する予定の取組)		
高濃度(2020年7月)及び低濃度(2023年8月)PCB機器については、 全て搬出を完了した。 引き続き電子マニフェストの適切な運用と管理を徹底する。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物，特別管理産業廃棄物の一連の処理工程（発生～最終処分まで）



*1：汚泥(触媒, その他)、廃油、低引火点廃油(特管)、廃酸(特管)

*2：汚泥(水質)

*3：廃油、汚泥(タンク、塔槽、触媒、白土、その他)、金属くず、ガラスくず、建設廃材、廃石綿(特管)、PCB(特管)

*4：廃薬品類(汚泥、金属くず、廃酸、廃アルカリ(特管含む))

産業廃棄物の種類別説明

種 類	解 説
廃油	・各所オイルセパレーターで回収される油 ・ワックスくず ・潤滑油 添加剤 ・油を拭き取った廃ウェス ・タンクのドレン
汚泥(タンク/塔槽)	・タンク、塔槽類の開放整備等に伴い、発生する各種汚泥
汚泥(水質)	・活性汚泥処理装置及びオイルセパレーター等の工場排水系より発生する汚泥
汚泥(白土)	・塔槽類の開放整備等に伴い、発生する白土
汚泥(触媒類)	・固定床反応塔及び流動接触分解装置から拔出される廃触媒
汚泥(その他)	・硫黄回収装置や硫黄タンクの整備等で発生する汚泥 ・塔槽類の開放整備等に伴い、発生する活性炭
廃プラスチック	・石油精製装置の開放整備等に伴い、発生する保温、保冷剤(ウレタン、グラスウール、ロックウール 他) ・イオン交換樹脂、脱蠟助剤として用いられた樹脂 ・その他 各種プラスチック、ゴム類
金属くず	・サンプル容器として使用した金属缶、鉄錆等
ガラスくず	・配管及び塔槽類の工事に伴い、発生する保温(シリカ)くず ・各種ガラス、ビン類
廃石綿	・配管及び塔槽類の工事に伴い、発生する石綿を含む保温材
廃酸	・航空揮発油製造装置で使用後の純度が低下した硫酸
廃アルカリ	・流動接触分解装置で使用後の純度等が低下したソーダ
廃薬品類	・試験研究業務で使用した廃薬品類 (廃掃法上の分類は種類により異なる)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

① 法定責任者 (*1)

特別管理産業廃棄物 管理責任者	ENEOS株式会社 和歌山製造所 ・ 環境安全グループ ・ 診療所・保健師
役割 (*2)	特別管理産業廃棄物管理責任者 ・ 廃棄物処理計画の策定に関する事項 ・ 廃棄物処理の委託業務に関する事項 ・ 廃棄物の管理及び処理に関わる記録の作成及び保存に関する事項 ・ 行政官庁への報告、立入検査等の対応に関する事項 ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の管理 ・ 廃棄物の年間発生量と処理、処分方法の適正性 ・ 製造所内の廃棄物の保管状況に関する事項 ・ 廃棄物の処理状況の現地確認

(*1) 当該事業場には産業廃棄物処理施設がないため、「産業廃棄物処理責任者」及び「産業廃棄物処理施設技術責任者」の選任は行わない。

(*2) 特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物管理についても、上記責任者が同様の業務を行う。

② 管理組織図

